

平成19年度

事業計画書及び収支予算書

平成19年3月

SOFTIC

財団法人 ソフトウェア情報センター

平成19年度事業計画

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

本財団は、ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究、ソフトウェア・プロダクトに関する流通促進及び調査研究、ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集、プログラムの著作物に係る登録事務及び半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務を行うことにより、情報化のための基盤整備を促進し、高度情報化社会の健全な発展を図り、もって我が国の産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的として、幅広く活動してきた。

平成18年9月の産業構造審議会情報経済分科会報告書「情報サービス・ソフトウェア産業維新」において、ソフトウェア取引の更なる透明化・円滑化に向けてのモデル契約の策定、イノベーションの促進に向けてソフトウェアの法的保護のあり方の検討、次世代検索エンジンの開発等々、政府として情報サービス産業及びソフトウェア産業の国際競争力強化を目指す多くの提言がなされるなど、今後、益々ソフトウェア等の情報財が果たす役割とその重要性は高まるものと考えられる。

本財団としてはインターネットをはじめ最新のITを利用した新たな情報処理環境やビジネス環境に対応したソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に係る法的課題やソフトウェア等情報財及び今後多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施することにより、従来にも増してソフトウェア等情報財の法的保護問題（著作権、産業財産権、契約等）、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たしていきたい。

なお、本財団の運営については、近年の我が国の経済状況や産業界の状況を反映して、収支面で極めて厳しいものがある。こうした状況に鑑み、一層の経費の節減に努めると共に運営基盤の強化を目指して、関係各方面のご支援、ご協力を得つつ事業内容の見直しや新たな事業展開に努めるものとする。

平成19年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、情報化のための基盤整備を促進すべく以下の事業を実施する。

1. ソフトウェアの法的保護に関する調査研究及び情報提供

ソフトウェア等の開発・流通・利用を促進するために、その特質や関連する技術の動向を踏まえた法的保護のあり方について調査研究を行い、課題の分析や方策の提言等を行う。また、ソフトウェア等の法的保護に関して多様な方法で情報提供を行う。

○ソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に係る法的課題の調査研究及び情報提供

①調査研究

I T社会における企業活動、企業戦略の中で経営資源としての重要性が益々増大しているソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に関し、次の関連事項について、法曹専門家、学識経験者及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、法的、制度的な課題について調査研究を行う。

(a) 著作権関連

ソフトウェア等の保護については、ネットワークを介してのプログラムやコンテンツの利用による問題や検索サービスビジネスに伴う問題等が注目されており、これらについての著作権法上の対応はどうあるべきか、データベース等も含めたいわゆる情報の保護と利用のあり方について国際的に議論されている。

ソフトウェア等の著作権による保護に関する関連情報（内外の判例、登録制度、国際動向等）を広範囲に調査し、企業の知的財産戦略や事業展開に資する。

(b) 特許関連

コンピュータ・プログラムについては、ソフトウェアの審査基準及び特許法等の改正により、一定の要件を満たす場合にプログラム自体も特許対象とされ、企業戦略の中で重要な経営資源として位置付けられている。他方、ビジネス方法に関連する特許等、どのようなプログラムが特許対象となり、その場合の権利の範囲はどのように考えるべきかが益々重要な問題となっている。

当財団においてはソフトウェア関連特許を中心に、権利の取得及び行使の問題について内外の判例等の分析を行い、企業が知的財産を戦略的に活用するための方策等について調査研究を行う。

(c) 独禁法関連

知的財産推進計画でも指摘されているとおり、バランスのとれた知的財産制度を目指すためには、自由かつ公正な競争が行われる基盤の確保が不可欠であり、知的財産制度により競争上の弊害が生じた場合には、独占禁止法を中心とした競争法が中心となってその弊害を除去する必要がある。

我が国において競争政策を所掌する公正取引委員会（公取委）では現在特許・ノウハウライセンスに関する独占禁止法上の指針（ガイドライン）を改定するための作業を行っているところであり、この中では従来存在しなかった「コンピュータソフトウェアの関連特許のライセンスに関する独占禁止法上の考え方」も示されると伝えられている。当財団では、このような状況をふまえ、公取委の新ガイドラインを中心に、ソフトウェア関連の知的財産権と独占禁止法

の関係に関する課題等に関する調査研究を行う。

(d) インターネット／電子商取引関連

現在、各国において電子商取引関連の法制度整備が進みつつあり、わが国においても関連法令の改正や準則の改訂等が行われている。

こうした内外のインターネットや電子商取引関連の法整備状況を把握するとともに、企業が事業展開を図る上での法的課題を調査研究し、今後のわが国のビジネス振興と法整備に資する。

②情報収集及び外国動向調査

前記の調査研究を進めるに当たって、必要な情報を国内外の文献、データベース、インターネット及び海外調査等により収集し、諸外国の法制度及び運用状況についてその実態や動向を調査する。

③情報提供及び普及啓発

上記の調査研究や情報収集及び海外調査の結果を、ニューズレター、関連資料入手案内、報告書等にまとめて広報するとともに、その一部をSOFTICホームページに掲載することにより幅広く情報提供を行う。さらに、時宜にあったテーマを取り上げたセミナーや初心者向けの知的財産権関係研修会の開催、成果の出版等を行うなど普及啓発を積極的に行う。

2. ソフトウェアに関する流通促進及び調査研究

ソフトウェア・プロダクトの流通市場の拡大発展を図るために、利用者及び提供者の双方の立場に立った流通促進事業及び調査研究を実施する。

(1) ソフトウェアの知的財産権関連情報の提供

ソフトウェアの知的財産権等の関心を高め、開発・利用、取引・流通を促進するために、ソフトウェア関連知的財産権に関する資料等について整理拡充を行うとともに、事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物を一般への利用に供する。また、プログラム著作物の登録情報の蓄積・検索等のサービス及び年報の発行を行う。

(2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ制度は、ソフトウェア提供者（ライセンサー）の倒産、天災等により、提供を受ける者（ライセンシー）がソフトウェアの継続的使用が困難となるような事態に備えて、ライセンサー及びライセンシーが第三者（エスクロウ・エージェント）にソース・コード等の関連資料を預託しておく制度である。この制度は、欧米では以前から一般的なものとなっていたが、我が国では他に例がない状況にあった。しかし、本財団の活動により我が国でも徐々に浸透し始め、ここ数年は年間の成約件数は約20件で推移している。

ソフトウェア・プロダクトの流通を促進する一助として、当制度の一層の普及に努めるとともにエスクロウ・エージェント業務を継続して実施する。

(3) IT関連取引の契約に関する調査研究

ソフトウェア開発・取引においては、適切なタイミングでの仕様の最終的確定が困難な場合が多く、また、利用環境との関係においても利用形態が無数に近い程にあるため、ベンダー及びユーザー間における帰責の判断や不具合が発生した場合の原因調査に困難が伴うことが多い。そのようなソフトウェア取引においては、ベンダーとユーザーの共同作業、役割分担の明確化等の要素が不可欠であり、更には一連の作業工程において異なるベンダーが存在する場合はより重要となる。

ソフトウェアの取引実務において、どのような場合に、当事者としての役割分担を十分に果たしたと言い得るのかどうか、また、紛争防止のための対応等について、関連する判決例等を材料にして検討する。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の先行技術調査のためのコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築に協力するため、ソフトウェアプロダクトに関する調査研究の一環として、コンピュータソフトウェア関係(ビジネス及びゲーム関連分野を含む)の非特許文献(マニュアル、単行本、学術論文、雑誌、企業技報等)を収集し、これら文献について、検索キー(「CSターム」)の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、一次文献情報を含めたそれら電子化情報を作成する。

また、特許庁は、CSDBに蓄積した文献について、平成15年度より、その書誌的事項等を公開しているが、それら一次文献情報及び抄録についても、平成16年9月から、著作物利用許諾が得られたものについては、順次、公開をしている。

そのため、平成19年度に収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込む。

平成19年度は、4,910冊の文献を収集し、49,360件の電子化情報を作成する。

4. プログラムの著作物に関する登録

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、検索サービス等の情報提供を行う。

5. 半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び情報提供

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、登録機関として、半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び設定登録の公示情報等の提供を行う。

6. ソフトウェア等に関する紛争に係る仲裁及び和解の仲介事業

認証紛争解決事業者として、ソフトウェア等に関する紛争に係る仲裁及び和解の仲介事業並びに関連する調査研究及び情報提供を行う。